

「特別区設置協定書」に関する住民説明会

■日 時：令和2年10月3日(土) 10:30～12:45

■場 所：メルパルクホール

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより、特別区設置協定書に関する住民説明会を開催させていただきます。始めに、本日の出席者をご紹介します。松井大阪市長です。吉村大阪府知事です。24の区長で構成する区長会議を代表いたしまして、吉田大正区長です。朝川大阪市副市長です。山口大阪府副知事です。続きまして事務局をご紹介します。手向副首都推進局局長です。榎下副首都推進局制度企画部長です。私は、本日の司会を務めさせていただきます松山と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、開会にあたりまして松井市長よりご挨拶を申し上げます。

(松井市長)

本日は、住民説明会にお越しをいただきまして、誠にありがとうございます。また YouTube で、区役所などの視聴会場や、ご自宅でご視聴いただいている皆さん、ご視聴いただきありがとうございます。11月1日には、大阪府と大阪市の両議会で承認された、特別区設置協定書をもとに、特別区を設置することに賛成か反対か、ご判断をお願いをすることになります。本日は皆さんにご理解をいただけるように、精一杯務めさせていただきます。是非、中身を詳しく我々も説明いたしますので、ご理解頂けたらと、そう思っております。

新型コロナウイルス感染症で、これまでと違った生活を強いられ、日々大きな不安を感じられていることと思います。コロナ対策につきましては、これまでにない府市連携の体制で進めていますが、今後も吉村知事と力を合わせ、しっかり取り組むとともに、コロナ後を見据えた大阪の再生、成長、住民サービスの充実をどう図っていくのか、そのために必要な土台、どんな役所の仕組みがふさわしいのか、長期的な視点で大阪の将来を描くことも重要であります。

特別区制度、いわゆる大阪都構想は、府市の役割分担を徹底をし、広域的な仕事を担う大阪府と、住民に身近な仕事を担う特別区に再編するもので、二重行政の解消と住民サービスの充実という、2つの柱の実現をめざしています。大阪の未来をどのようにより良いものにしていくのか、次の世代にどのような形で引き継いでいくのか、皆さんお一人おひとりに大きなご判断を頂くこととなります。本日は、制度の仕組みや意義を説明をし、皆さまからの質問にお答えをし、ご理解をいただきたいと思っております。最後までよろしくお願い申し上げます。

(司会)

それでは本日の進行につきまして、私から簡単にご説明させていただきます。まず、事務局よりお手元のパンフレットに沿って、特別区設置協定書の概要を30分程度でご説明させて

いただきます。その後、松井市長、吉村知事から大都市制度改革の必要性や、特別区制度により、めざすものについてご説明し、皆さまからのご質問にお答えさせていただきます。

説明会の終了時刻は12時30分を予定しております。限られた時間の中、円滑に進行するために、ご協力いただきますようお願いいたします。それでは早速ですが、事務局よりご説明を申し上げます。

(事務局)

制度企画担当部長の榎下でございます。どうぞよろしくお願いたします。お手元にお配りしております、『「特別区設置協定書」について(説明パンフレット)』と記載されております冊子に基づいてご説明をさせていただきます。前方のスクリーンにもパンフレットを映しますけれども、文字が小さく見えにくいといった方もいらっしゃるかと思いますので、可能であれば、パンフレットをご覧くださいながら、お聞きいただけたらと思います。

はじめに2ページをご覧ください。点字版では1ページからとなります。ページ中ほどに、「特別区設置協定書とは」という記載がございます。特別区設置協定書は、法律に基づき、特別区の設置の日や区の名称や区域、事務の分担など、特別区の設置に必要な事項を記載したものです。住民投票では、この特別区設置協定書をもとに、特別区を設置することへの賛否を皆さまにご判断いただくこととなります。その下、今後のスケジュールですけれども、住民投票の結果、賛成が有効投票の半数を超える場合は、法律に基づき2025年、令和7年1月1日に大阪市が廃止され、特別区が設置されます。逆に、反対の票数が有効投票数の半数以上の場合は、特別区は設置されません。

3ページ4ページをご覧ください。点字版では6ページの途中からとなります。ここでは、特別区設置協定書のイメージを記載させて頂いております。全体の流れをご説明させて頂きたいと思います。見開き左側が現在の大阪市と大阪府、右側が特別区設置後の4つの特別区と大阪府となっております。ご覧いただきますように、現在の大阪市が担っている成長戦略とかインフラ整備など、広域機能を大阪府に一元化して、特別区は福祉・教育などの基礎自治機能に専念をする、このように役割分担を徹底した上で、役割に応じて、必要な財源、人員などを引き継ぎ、これまで大阪市が担ってきた仕事を4つの特別区と大阪府が行なっていくというのが特別区設置協定書の基本的な考え方となっております。

5ページ6ページをご覧ください。点字版では11ページからとなります。ここからはですね、特別区制度の必要性と意義・効果についてご説明をさせていただきます。まず、なぜ特別区制度が必要なのかについてです。見開き左側が大阪が直面している社会的な背景、それから、右側が大阪にふさわしい大都市の仕組みを記載しております。初めに左側、社会的背景といたしまして、現在、日本の経済活動は東京への一極集中が進んでおりまして、大阪の全国シェアは長期低落傾向が続いております。また、人口減少や超高齢社会は大都市圏の中でも、いち早く到来する見込みです。このままでは、大阪の経済活動を支える生産年齢人口が減少して、十分な税収の確保が困難になる一方で、さらなる高齢化による社会保障経費の増加、複雑多様化する地域ニーズへの対応などが課題となります。また、新型コロナウイルス

ス感染症への対応や、頻発する大規模災害への備えも必要でございます。こういった様々な課題を解決するためには、大阪がさらに成長し、その成長の果実をもとに豊かな住民生活を実現していくサイクル、好循環を生み出していく必要があります、その基盤となる、大阪にふさわしい大都市の仕組みが必要です。では、大阪にふさわしい大都市の仕組みはどうあるべきか。それについて、右側6ページ、点字版では13ページの途中からお示しをしております。初めに、現在の大阪における大都市制度の問題でございます。主に次の3つが挙げられます。1つ目は、狭い地域の中に大阪府と大阪市という2つの大きな自治体があり、その役割が重複することで二重行政が発生する状況にあること。2つ目は、現在の大阪府と大阪市の連携は、知事と市長の人間関係に基づくものであり、将来にわたる制度としては担保されていないということ。3つ目は、住民ニーズが多様化する中、人口270万という大きな自治体に1人の市長では、対応に限界があるといったことでございます。これらの問題を踏まえまして、大阪における大都市の仕組みとしてふさわしいと考えておりますのが、大阪における特別区制度でございます。めざすものとして2つ。1つ目は広域機能を大阪府に一元化し、二重行政を制度的に解消することです。知事と市長、府議会と市議会がそれぞれ一元化されることで、意思決定が今よりスピーディーになることが期待できます。また、司令塔機能が統合されることで、大阪トータルの視点で、成長戦略とか都市インフラ整備などを強力に推進することが可能となります。これにより大阪の更なる成長の実現をめざします。2つ目は、大阪府を4つの特別区に再編し、住民自治を拡充することでございます。府と特別区の役割分担を徹底し、特別区では、住民に選挙で選ばれた区長と区議会が地域ニーズに応じた住民に身近なサービスに専念することにより、サービスの充実をめざしてまいります。

7ページ8ページをご覧ください。点字版では16ページからとなります。先ほど、大阪における特別区制度については、大阪の更なる成長と住民に身近なサービスの充実という、2つの実現をめざしているのご説明を申し上げました。このページでは、そのうちの大阪のさらなる成長をめざす意義、効果をご説明させて頂きたいと思っております。見開き左側が現状と課題、右側がめざすものとなっております。7ページの左側、点字版では16ページですけれども、上の、市長と知事の絵があると思います。その下に記載がございますように、大阪府と大阪府では、双方が成長戦略や産業振興などの広域機能を担っておりますけれども、かつては、大阪府は市域内、大阪府は市域外という役割分担が固定化して、府市合わせと揶揄されるような連携不足などが発生しておりました。このため、大阪トータルの視点に立った都市経営ができず、大阪府をまたぐ広域交通インフラ整備の遅れなどが指摘されておりました。その右側ですけれども、現在は、同じ考えを持つ知事と市長が方針を一致させることで、協議・連携が進み、2025年大阪・関西万博の開催決定や、研究機関や大学といった大阪府と大阪府の類似施設の統合が進み、税収や財政調整基金が増加するなど、様々な連携の成果も生まれております。こうした連携は、知事と市長の人間関係に基づくものであり、特別区制度では、かつての大阪府と大阪府の関係に戻ることがないように、8ページ、点字版では18ページの途中からの、めざすものとして記載しておりますとおり、広域機能を大阪府へ一元化し、都市機能の整備を強力に推進できる制度の確立をめざしてまいります。具体的には、成長の司令塔機能を知事に一本化して、大阪トータルの視点に立った都市インフラ整備に重

点投資することなどで、また、大阪の成長をスピードアップさせるとともに、大阪全体の安全・安心を確保いたします。そして、その先には、アフターコロナを見据えた、大阪の再生・成長を図り、日本における東西二極の一局を担う副首都・大阪の実現につなげてまいります。

9 ページ 10 ページをご覧ください。点字版では 20 ページの途中からとなります。こちらのページでは、過去の大阪と現在の大阪府市の連携による取組みの事例をご紹介します。後ほど市長、知事から説明がありますのでよろしくお願いいたします。

11 ページ 12 ページをご覧ください。点字版では 28 ページの途中からとなります。ここでは、住民に身近なサービスの充実をめざす意義と効果を記載しております。見開き左側が現状と課題、右側がめざすものとなっております。左側 11 ページ、点字版では 28 ページの途中からでございますように、今後の少子高齢化を踏まえ、地域ニーズに沿って、きめ細かく住民サービスを行っていく上で、1 人の市長が住民の声を聞き、人口 270 万の状況を把握することは難しくなります。また、これまで区長の権限拡充などの取組みを推進しておりますけれども、予算を編成したり、条例案を作って議会に提案することなどにつきましては、選挙で選ばれた市長の権限であるため、限界がございます。近年、市民の皆さまの身近な問題として、待機児童や高齢化の進展、地域の安全・安心などが挙げられ、より地域ニーズに応じた、きめ細かな施策展開が求められております。けれども、多くは 1 人の市長が大阪市全体の状況を踏まえて判断しなければなりません。このため、特別区制度では、12 ページ点字版では 30 ページの途中からの、めざすものとして記載のとおり、大阪市を住民に身近な 4 つの特別区に再編し、今後、さらに複雑多様化していく地域ニーズを把握するとともに、住民に選ばれた 4 人の区長と 4 つの区議会のもとで、身近なことは身近で決定できる仕組みを整え、地域の実情に応じた住民サービスを実施し、最適化を図ってまいります。

13 ページ 14 ページをご覧ください。点字版では 32 ページからとなります。こちらでは、特別区設置後にどのように住民サービスが充実するのか、どのように地域の発展が期待できるのかということをご紹介します。こちらにつきましても、後ほど市長から説明がありますので、よろしくお願いいたします。

15 ページ 16 ページをご覧ください。点字版では 40 ページからとなります。こちらでは、特別区設置協定書の主なポイントをお示しをしております。これらのポイントにつきましては、今から、次ページ以降で、詳細を順次ご説明させていただきますので、ここでは説明を割愛させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

17 ページ 18 ページをお開きください。点字版では 47 ページからとなります。ここまで、特別区制度の実現をめざす背景とか、意義・効果などをご説明させていただきました。ここからは、特別区設置協定書の具体的な概要を説明させていただきたいと思います。はじめに 18 ページ、点字版では 49 ページをご覧ください。特別区の名称や区域、本庁舎の位置、議員定数について記載しております。まず特別区の名称につきましては、方角、位置、地勢をもとに、親しみやすく、わかりやすいものにしております。区の数につきましては、財政基盤の安定化に配慮して、4 区といたしております。区割につきましては、財政の均衡化、人口格差などを考慮してございまして、また、新大阪、梅田、難波、天王寺・阿倍野といった、各特別区における都市の拠点のバランスも考慮してございます。特別区の議員定数につきましては、

現在の24区ごとの市会議員の定数をもとに算定をしております。この会場のございます淀川区については、現在の此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区のエリアで、新たに淀川区となりまして、特別区の区役所本庁舎は、現在の淀川区役所に置かれます。区議会議員の定数は18人となります。

続きまして19ページから22ページまで、点字版では52ページから63ページまでになりますけれども、こちらでは、4つの特別区それぞれの人口や面積、事業所の数や保育所、幼稚園、小・中学校の数などを記載してございます。本日は、時間の関係で詳細の説明を省略させていただきますけれども、4つの特別区がそれぞれに特性があることを表す資料でございますので、後ほどご覧いただければと思います。

23ページをご覧ください。点字版では64ページからとなります。こちらでは、地域自治区、区役所、地域協議会について記載をしております。地域自治区という言葉は、あまりお聞きになられたことがない言葉かと思えます。地域自治区と言いますのは、地方自治法という法律に定められたものでございまして、住民の皆さまの自治を拡充するために、特別区や市町村において、区域を分けて置くことができるものでございます。資料に記載のとおり、大阪における特別区制度では、現在の24区単位で地域自治区を設置し、地域コミュニティを維持するとともに、現在の区役所で各種証明書交付などの窓口サービス、保健福祉センターの事務、地域活動支援などを引き続き行い、利便性を維持します。区役所は、現在の名称のままといたしまして、地域住民の意見を区政に反映するため、各地域自治区に、法律に基づく地域協議会というものを設置いたします。

24ページ、点字版では65ページの途中からをご覧くださいますと、町の名称について記載をしております。町の名前につきましては、特別区の設置の日までに住民の皆さまのご意見を踏まえて決定をするということにしております。現段階では、現在の行政区の名称が地域の歴史等を踏まえ、長年使用されてきたものであって、住民にとって愛着があるため、特別区の名称と現在の町名の間、現在の区名を挿入することを原則とするルール案をお示しをしております。その例外といたしまして、特別区名が現在の区名と同一となる場合、方位と混同される場合、あるいは現在の区名と町名が連続するような場合などには、具体例もお示ししておりますとおり、現在の区名を挿入しないことといたしております。なお、資料に記載はございませんが、運転免許証や国民健康保険証などの公的な住居表示の変更手続きにつきましては、皆さまにできる限り手続きをしていただく必要がないよう、関係機関と調整をしてみたいと思っております。

25ページ26ページをご覧ください。点字版では69ページからとなります。こちらでは、特別区と大阪府の事務の分担について記載をしております。大阪における特別区制度では、この事務分担を基礎として、後ほどご説明させていただきます税の配分とか、財政の調整とか、財産の取扱い、職員の配置などを取りまとめております。資料をご覧くださいますと、特別区と大阪府で役割分担を徹底し、特別区は基礎自治体として、東京都の特別区よりも幅広い事務、中核市並みの事務を基本として、住民に身近なものは特別区が行います。具体的には、戸籍や住民基本台帳などの各種証明書の交付に関する事、保育、子育て支援、児童相談所、保健所などの福祉・健康に関する事、地域の防災に関する事、小・中学校など教育に関

することなどを実施いたします。一方大阪府は、特別区を包括する広域自治体として大阪全体の成長、都市の発展、及び安全・安心に関わる事務などを行います。具体的には、成長戦略に関すること、広域的なまちづくり、交通基盤整備、例えば、鉄道や高速道路に関すること、成長分野の企業支援に関することなどを実施いたします。また、特別区を設置する際、敬老パス、塾代助成、子ども医療費助成など、大阪府が実施してきた特色ある住民サービスについては維持をいたします。設置以後も地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、内容や水準を維持するように努めてまいります。なお、大阪府と大阪市の再編に伴う事務の移管によって、サービスの担い手が変わりますけれども、水道料金や保育料などが高くなったり、家庭ゴミの収集が有料されたりすることはありません。

27 ページ 28 ページをご覧ください。点字版では 76 ページの途中からとなります。特別区と大阪府の税の配分、財政の調整について記載をしております。まず、お金の流れをご説明したいと思いますので、28 ページ、点字版では 80 ページの途中からをご覧ください。図の右側、真ん中にありますとおり、大阪市税であった法人市民税、固定資産税や都市計画税、こういった税は大阪府税となります。これに、地方交付税相当額を合わせた財源を使って、現在の大阪市の住民サービスを適切に提供できますように、事務の分担、役割の分担に応じて、特別区と大阪府に配分をいたします。金額については、2016 年度の決算ベースで試算いたしますと、特別区に約 6,500 億円、大阪府に約 2,000 億円が配分されることとなります。このうち、特別区に配分される財源につきましては、27 ページの下半分、点字版では 78 ページに記載してありますとおり、事務の分担に応じた財源をまず配分をしたうえで、特別区の設置から 10 年間は、住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に追加的な財源として、各年度 20 億円を配分いたします。また、特別区間の収支の不均衡を是正できるように財源を配分します。大阪府に配分される財源につきましては、1 番下に記載がありますとおり、これまで大阪府が市税を使って担ってきた広域的な役割のための事務に使い、使い道も公表します。また、お金の管理は、大阪府に専用の会計を設け、透明性のある仕組みといたしております。

続きまして 29 ページをご覧ください。点字版では 84 ページからとなります。こちらでは、大阪市の財産、債務の取扱いについて記載をさせて頂いております。現在の大阪市の財産は、特別区や大阪府が現在の住民サービスを適切に提供できるように、事務の分担などを踏まえて承継をいたします。株式、基金等の財産につきましては、特別区への承継を基本として、大阪府が処理する事務に密接不可分なものに限って、大阪府が承継するというようにしております。発行済みの大阪市債につきましては、大阪府に一元化して承継して、償還をすることを基本といたしております。その償還費用については、特別区と大阪府が役割に応じた割合で、財政調整財源などで負担をいたします。

30 ページをご覧ください。点字版では 88 ページの途中からとなります。ここでは、職員の移管について記載をしております。現在の大阪市の職員は特別区と大阪府の事務の分担に応じて、必要な職員をそれぞれに移管して配置を致します。特別区長と知事は、人員をマネジメントして、それぞれの機能をフルに発揮できる最適な組織体制をめざしてまいります。

続きまして31ページの上段をご覧ください。点字版では92ページの途中からとなります。こちらでは、一部事務組合について記載をしております。これもあまりお聞きになられたことがない言葉かと思えますけれども、複数の市区町村等が、その事務の一部を共同で処理させるために設置する仕組みでございます。現在、これも資料に記載はございませんけど、大阪府内には、水防や消防、清掃といった分野を市町村間で共同して処理する目的で、31の一部事務組合が設置をされております。大阪市も構成団体として加入しているものもございません。資料に戻っていただきまして、特別区が担う事務につきましては、各特別区において行うことが基本ですけれども、介護保険事業など、公平性や効率性、専門性が特に必要な事務につきまして、一部事務組合等により特別区が共同して行うことといたしております。

次にその下、下段の大阪府特別区協議会（仮称）についてでございます。点字版では94ページからとなります。特別区協議会と申しますのは、特別区と大阪府、特別区相互の間の連絡調整を図るため、法律に基づき設置されるものでございます。合意による運営を基本といたしますけれども、仮に協議が不調となった場合には、第三者機関が双方の意見を聞いたうえで調停を行う仕組みも整えております。

32ページをご覧ください。点字版では96ページとなります。上段の特別区の設置に伴うコストについてでございますけれども、特別区庁舎は既存の庁舎を活用することなど、設置に伴うコストをできる限り抑えております。2015年の時より約350億円減っております、特別区と大阪府の合計で、イニシャルコストと記載しております初期費用ですけれども241億円、また、ランニングコスト、毎年度かかるコストにつきましては、30億円と見込んでございます。なお、淀川区と天王寺区につきましては、区域内の執務室が不足いたしますため、現在の大阪市本庁舎も活用するというようにいたしております。

次に下段の特別区の設置の日についてです。点字版では98ページからとなります。特別区設置の日につきましては、2025年、令和7年1月1日といたしまして、十分な周知や準備の期間を確保して住民サービスが支障なく特別区や大阪府へ引き継がれ、確実に提供されるようにいたします。

33ページ、34ページをご覧ください。点字版では99ページからとなります。こちらでは特別区の財政シミュレーションについて記載をしております。こちら、協定書に記載する内容ではありませんけれども、制度設計にあたり、特別区の財政運営が将来的に成り立つのかを検証するための参考資料として、作成したものでございます。この試算は、税収の伸び率など、一定の前提条件のもとでの粗い試算でございます、相当の幅を持って見る必要があるものでございます。

34ページ、点字版では103ページの途中に記載しておりますとおり、この財政シミュレーションでは、大阪市の財政に関する将来推計を特別区と大阪府の事務分担等に基づいて特別区分と大阪府分に分け、地下鉄などの経営形態の見直しや、二重行政の解消等として取り組んできた改革効果額のうち、大阪市の財政に関する将来推計では反映されていない未反映分、それから組織体制の影響額、特別区設置コストを加味いたしまして、特別区設置後の収支の見通しとして作成したものでございます。このシミュレーションの結果では、収支不足は発生をしませんでした。なお、新型コロナウイルス感染症による影響につきましては、この

ページの下段にありますとおり、今後の財政的な影響について、合理的な根拠に基づいて適切な試算を行うことは、現時点では困難ですけれども、全国の地方自治体共通の課題であり、地方交付税などによる国からの財源措置が想定されるという考えに基づき、行ってまいります。

36 ページをご覧ください。点字版では 109 ページの途中からとなります。ここからは参考資料となります。36 ページ、点字版では 109 ページの途中では、特別区の設置による経済効果について記載をしております。特別区を設置することによる経済効果を推計するため、経済に関する専門的な知見を有する事業者に調査を委託したものでございます。特別区の財政効率化効果として 10 年間の累計で約 1.1 兆円、実質域内総生産は 10 年間の累計で約 5 千億円から 1 兆円が、理論的に生み出される可能性がある数字として、事業者から示されております。

37 ページから 40 ページ、点字版では 114 ページから。こちらでは、皆さまからの、よくあるご質問をまとめさせていただいております。時間の関係で詳細の説明は省略させていただきますけれども、よくあるご質問については、大阪市のホームページにも、より詳しく掲載しております。QR コードを最後のページにも載せておりますので、またご自宅等にお戻りになられてからでも、ご覧いただければと思います。私からの説明は以上です。どうぞよろしくお願いをいたします。

(司会)

続きまして、松井市長よりご説明申し上げます。

(松井市長)

それでは私の方から、これまでの大阪府市の成り立ち、時代背景、そういうものも交えながら、さらに理解を深めていただくために、追加でご説明をさせていただきます。

まず大都市制度改革に取り組む時代背景なんですけれども、これはもう、皆さんがご承知のように、大阪府域の地図であります。そして、そのど真ん中が大阪市域であります。もう当たり前のことを申し上げますけれども、重なり合ってます。皆さんは、大阪市民であり、大阪府民ですよ、と。戦前はこの大阪市域に、大阪の人も、お金も企業も、この中に集まっておりました。当時は、大阪府域の全体の人口が 470 万、その中の 320 万人はこの中で生活をしていました。市域で。この大阪市域の中で仕事をし、そして学校に通い、子育てをしていた、というのが、当時、戦前の状況であります。その後、大阪市域から大阪府域へと、事業所、人が、こちら側に増えてまいりました。今は 880 万、このエリアです。そして、今、このエリアの中は 270 万、市民の皆さんは、全体で、これからは、880 万全体で成長していきましょよというのが、大阪都構想の 1 つの意義です。で、当時は、この中で様々な広域事業を大阪府が受け持つ。大阪府は、この区域以外を受け持つ。戦後、高度経済成長に向かう中では、大阪市域と大阪府域外で、それぞれ、大きな事業をするという、そういう時代の要請もありました。まだまだ、この全体をやるべき仕事が沢山、広域行政が沢山ありましたから。そして、人口もまだ、これから増えていく時代でした。今は、ご承知のとおり、人口は減少していく

時代です。そして、当時は高齢化率も低かったわけです。1970年、万博の時の高齢化率は7%です。今の大阪の高齢化率は27%です。どんどんどんどん高齢化は進んでおります。平均寿命も延びてきております。当時は70歳が、前回の万博の頃、1970年の頃は、70歳が平均寿命だったんです。今は、もう80歳を超える平均寿命になってきてる。これから日本は、100歳時代を迎えるといわれています。もう、当たり前のことですけども、やはり高齢化率が上がっていくと、社会保障、支えていくための財源も、これも増えてまいります。時代は大きく変わってきましたよ、ということをお願いいたします。

次お願いします。そんな中で、大阪府と大阪市、同じ権限を持ち、それぞれが広域に対しての仕事をするものですから、1947年、昭和22年の頃から、やはり大阪市域は、当時は大阪市域に人、物、お金が集まっている時代です。大阪市域は、大阪市が全てやろうという、そういう特別市になりたいというのが大阪市域の思いでした。ところが、大阪府知事にすると、大阪市域というのは、やはり戦前の状況もあって、当時、産業、経済の中心地です。やっぱり、そこを拠点に、府域全体で大阪を成長させようというのが、大阪府知事、大阪府議会の考え方です。ですから、1952年、この頃には、大阪府においては、今の都構想の原型ともいえるものです。大阪府において、大阪産業都、大阪商業都という、こういう計画を提唱されました。これらの計画は、大阪府議会においては、自民党から共産党まで、全会一致でこの提唱について議決がなされております。でもその時は、今回のように法律の裏付け等々も何もありませんから、言いつばなしで終わったと。ただし、そのころ、大阪府においては、全ての会派が、大阪は全体で広域をやっつけようよと。そして、そのことによって、大阪の産業、商業を成長させようよというのは、もう昭和27年、30年の頃から大阪府で議論をされてたことであります。それから時代が流れました。いよいよ2000年に入りました。2003年、2004年、大阪府においては、当時は太田さんという知事です。その太田さんという知事が、大阪府の地方自治研究会において、大阪新都構想というものを提言されました。これはまさに、広域は大阪府に一元化しようよと、ここは先ほど申し上げました、大阪産業都、商工都のその理念と共通です。そうなりますと、大阪市側から広域の権限が大阪府に移るわけです。でも大阪府に移っても、皆さんも府知事を選んでますから、大阪府は皆さんの敵ではありません。そういう意味で、大阪新都構想というものを提言されたんですけども、これはやっぱり、こういう提言をされると大阪市は、すかさず、反発をして、スーパー指定都市構想と、そもそも、この特別市に似たようなまた提言をされると。それぞれ、やはり、権限を持ちます。僕は今、市長です。吉村さんが大阪府知事。権限を持ちますから、今は、この話し合いと、そして我々は同じ方向に向かって大阪の成長戦略を作ってますから、一体でできますが、やはり、人間関係それぞれバラバラなら、こういう形で対立が起こるということであります。その後2015年に否決をされました。一度、大阪都構想の住民投票をされまして、否決されました。その時に僕は、じゃあ相手側の人たちが言ってる、この調整会議という、話し合いで解決ができるということをおっしゃったんで、この大阪戦略調整会議というものも設置をいたしました。しかしながら、この会議が機能しなかったというのは皆さんご承知のとおりです。この会議を開催しようよとすると、反対の方々、議員の皆さんが、この会議に出てこない。会議が成り立たないということで、会議がもう頓挫してしまって、3回しか開催できない、中

身の議論は一切進みませんでした。そういう中で、やはり、広域を一元化する。今は僕と吉村知事、吉村知事と僕とで広域行政一元化してます。大阪の成長戦略というものは、一体になって、大阪は大阪の経済を活性化させる。民間の皆さんが働きやすい、そういう状況を府市一体でやっていますけれども、これが、人が変われば、元へ戻りますよと。僕は、我々は、やっぱり戻すことは大阪のプラスにはならないと、今の時代にはならないから、もう制度として大阪府と、大阪市の役割分担を明確にしていきたいと思いますということで、今年、2020年に、この特別区設置協定書として、11月に住民投票で皆さんに判断を頂きたいということで、ここまで来たわけであります。

次お願いします。これがかつての大阪の姿です。2011年からは橋下さんが市長になり、僕が知事になりました。そして、大阪府と大阪市の様々なこれまでの交わらなかった案件について、それを一体で解決するために、まず橋下市長、僕が知事の時に、大阪府と大阪府で大都市局、大阪府市統合本部会議というのを設置をして、色々話し合いをしてきました。今は、吉村知事と副首都推進局という組織を作り、この局には、府市それぞれの職員が併任で、この組織を担ってくれております。で、その副首都推進本部会議というもので、意思決定をする会議も作っております。これは吉村さんが、今、知事として本部長です。市長の僕が副本部長。最終的には、知事と市長が相談もします。協議もして、吉村知事が決定をします。そういう決定できるための組織が、今はあるんです。でもこの組織も人間関係によって作られたものです。人間関係がなければ、こういう決定の組織は作れません。人が変われば、この組織もなくなってしまおうというのが今の不安定な状態なんです。これを安定的に、二度とバラバラにならないためには、制度を変えようというのが我々の考え方です。

次お願いします。で、これが、府と市の、様々それぞれバラバラで無駄な箱物の開発競争をした事例です。二重行政の無駄使いということで、分かりやすいので、このパネルにさせて頂いております。このワールドトレードセンタービルというのは、大阪市が作ったビルです。税金でこのビルを建てました。りんくうゲートタワービル、大阪府が建てたビルです。この2つのビルを、どちらが高いものを作るか、なんて、くだらない府市のそれぞれのくだらないプライドというか、そういうもので高さ競争をした結果、最終的には、りんくうゲートタワービルが10センチ高くなったんですけども、どちらも大失敗で、ビル2つで、2,000億円の皆さん方の税金が、これはパーになってしまっております。

次お願いします。そして、これが、この間、我々が1つにまとめようという、それまで2010年以前、これらの施設がそれぞれ、組織が、それぞれバラバラで運営をされておりました。大阪市信用保証協会、大阪府中小企業信用保証協会、これは、中小企業の金融事情、融資、こういうものをバックアップする、支えるための組織であります。この組織が2つあることによって、それぞれ、経費も、これはかかるわけです。そして、それぞれが1つにまとまることで、機能も強化をされるというのが我々の考え方でした。2011年以降は、これらを一体化させていこうよ、ということで、副首都局、そして、2011年は、府市統合本部会議、今は副首都推進本部会議、これで議論をし、これらを、今は、一元化をすることとなりました。これらの、様々、それぞれ別々バラバラでやっている、この広域のこういうサービス、事業、これを1つにする目的としては、2つあるんです。1つは、2つを1つにすることによって、経費、

ここは抑えられるんじゃないの、もう1つは、今までそれぞれバラバラにやってきた経験だとか研究の成果だとか、こういうものを、1つにまとめることで、さらにそれぞれの組織の機能強化ができるということでもあります。

次お願いします。そして、先ほど申し上げた、それぞれの組織を、今は、1つで動くことができます。今は、このそれぞれが1つになることによって、様々な財政の効果、そしてサービスの拡充というものが、今やっと、見える形になってきたということでもあります。例えば、信用保証協会、これは先ほど申し上げました中小企業の融資、金融事情をサポートする組織ですから、何も別々にやる必要はないんです。今の時代はほとんどが、書類申請するにおいてもネットで、書類申請ができるような、そういう時代になっておりますから、場所的条件というのは、あまり今考える必要がなくなっております。この保証協会を1つにまとめることで、経費は、年間3億円、経費を抑えることができます。税金を、その部分、また別のサービスに使えるようになったということでもあります。そしてこの、分かりやすく言いますと、この産業技術研究所、これは、1つにまとめることで、研究成果を持ち寄ることで、産業技術研究所の機能が強化をされました。

次お願いします。この産業技術研究所、この研究所は、今まで大阪市と大阪府、それぞれがバラバラでやってた。研究成果がなかなか交わらない。1つにまとまらない。ところが、1つになりますと、これまでのそれぞれの研究成果というのは、やっぱり素晴らしい、そういうものがあつたわけです。それで新しい、また発明、新しいもののイノベーションを生み出せる、そういう研究者が交わることで、新しい発想、そういうものも出てまいりました。その結果ですね、今まさに、これから地球環境を考えるときにも、自動車はガソリンの自動車からEV車に切り替えていこうよという、そういう時代の流れになってきております。この時に一番重要になってくるのは、リチウムイオン電池の性能を上げることです。このリチウムイオン電池、今は液体の電池なんです。これを固形化することで、安全性は担保され、そして性能も上がると。今、この公設試験所、スーパー公設試と認知をされまして、国家プロジェクトである、このリチウムイオン電池の、この性能強化、そのところに公設の試験所としては初めて、一緒にプロジェクトに参加をさせて頂くようになりました。日本の自動車ビッグメーカーと一緒に、この公設試験所としては初めて、ここに参画をする、それだけやっぱり、機能が強化をされてきた、認められてきたということでもあります。

次お願いします。そういう様々な、新しい、二重行政の無駄を抑える、そして、様々な取組みによって大阪を成長させる、そのことによって、各企業が売上げが伸ばせる、そういう中で利益も上がる、そういうことをすることによって、新しく財源が生まれます。税収が増えるということ。この間ですね、2012年から20年までの間で財政効果として1,994億円の財政効果がありました。これはもう、毎年の予算決算の数字ですから間違いがありません。このお金を使いまして、大阪市では、橋下市長時代に、新たに塾代助成、月1万円を助成しようよ、そして学校給食、大阪市は中学校の給食はありませんでした。橋下市長時代に。やはり、これから、やはり共働きの世帯も多い、ひとり親家庭も増えてる、時代は変わってきた。そういう中で、子どもたちに、やっぱり栄養をしっかり取ってもらいたい、ということで、中学校給食を橋下市長が提唱し、スタートしました。その時は、お弁当で、まずスター

トをした。お弁当は評判悪かったです。冷たいし、あんまり美味しくない。そういう評判が悪かったので、吉村市長になって、このお弁当を自校調理方式、温かい給食をやろうじゃないかということで、温かい給食が吉村市長でスタートしました。そして僕の時代になりました、今年コロナもありました。各家庭の経済状況も大変。子どもたちに、やはり、そういう形で、苦勞してほしくないし、嫌な思いもしてほしくないし、というわけで、今年からは、給食を無償化にいたしました。これらは全て、財源が伴ってサービスができています。待機児童対策もやっておりますし、子ども医療費助成も18歳からの入院通院の医療費助成を2017年から実施しています。皆さん、いろいろと今のサービスを維持できないじゃないかとかいう話もあります。でも、これらのサービスは、全て橋下さんが市長になった以降に拡充をしてきたということなんです。この財源が生まれたんで、できましたよということでもあります。

次お願いします。この、今申し上げた財源を生み出したのが、大阪経済の動きであります。皆さんもご承知のように2008年にこのリーマンショックが起りまして、この時は非常に厳しくなりました。こういう形で景気の動向というのは、この1を超えることはありませんでした。これ1を超えないということは景気が悪いということなんです。そして、2010年から19年。最初厳しかったです。2010年。このような景気動向指数でしたけれども、そこから少しずつ右肩上がりになりまして、今、これ2019年の数字です。今年のコロナは、これは特殊事情ですから。去年までの数字しか出ておりませんまだ。今年は非常に厳しいです。コロナによって。しかし、このコロナに対しては世界中どこも同じ状況。今、世界が叡智を絞って、コロナの対応策、薬だとかワクチン、これもやっておりますので、一時の事情という取り扱いを、考え方を我々は持っております。で、2019年までの数字で行きますと、全国的に伸びてまいりました。これは、安倍政権によるアベノミクスという効果もあったんでしょう。でも大阪は、全国を上回る、全国平均が14.8です。全国を上回る27.2ポイントの伸びを、実際に数字で表れてますんで、やっぱり府市一体で、成長戦略を一元化することによって、民間の皆さん、働きやすい環境を作れたのではないかと、僕はそうとてます。この以前は、大阪府と大阪市、大阪全体の成長戦略をそれぞれバラバラなんです。それぞれバラバラ、別々でやりますから、どの方向へ向かっていくのかよくわからない状況でした。今は一元化して、それを実行する部隊も、大阪府、大阪市の職員によって、大都市局、副首都局という部隊もあります。だからその部隊が旗を振ることによって、民間の皆さんに、この方向行こうよという、しっかりとした方向性が示されるのが、今の状況であります。

次お願いします。これが大阪経済の動きの2といたしまして、そういう形で、景気動向指数上がってきましたんで、有効求人倍率も伸びてまいりました。これが以前の状況であります。そして、今はこちらの状況であります。一番良かった時以上に、今、高い有効求人倍率、もちろん、コロナ前ですけど、を示しているということでもあります。働く場所が増えてきたということです。

次お願いします。これが、大阪の経済を引っ張っててきた1つの産業であります。それは、観光という産業です。2011年、僕が知事に就任いたしました。橋下さんが市長になりました。その以前は、だいたい150万人前後でずっと推移しております。2011年に我々は、僕と橋下

市長とで、大阪というのは観光の魅力が沢山あると、この観光の魅力を、一体で世界にプロモーションしていこうと、そして国にも、観光を、観光客が沢山来てくれるように様々な規制緩和、これもお願いしていこうということで、府市一体で観光局という組織を作りました。観光局のトップには、民間の専門家をお招きして、トップに据えて、その人を中心に府市全体で、大阪の観光の魅力というのを、世界中でPRをして、観光客の皆さんがこの大阪で、観光しやすい、大阪で様々な行動しやすい、そういう環境を整えてまいりました。例えば、様々なサービスを多言語化していこうとか、それから関空から大阪へ入ってくるときに、大きな負担にならないように、そういう観光客の負担を軽減しようと、それから、大阪に入ってきた後、その後も、大阪の中の観光スポット、市内の観光スポットプラス、市外の観光スポットもセットで、これ観光できるような、そういう案内チラシを作ったり、そういうことをやってきた結果ですね、2011年、僕らがなったころ、150万人前後ずっとうろろうろしてたんですけど、2019年には1,231万人という、海外のお客さんをお迎えをすることができました。今は、非常に観光厳しいです。コロナにおいて。でも今、様々な世論調査、政府調査しますと、アンケート調査もしますと、世界中の人たち、このコロナが落ち着いたときに一番行きたいのはどこだと、それは日本であり、そして、日本の中でも大阪は世界の人から、その中でも行きたい場所、そういうことの認知がされております。全国、観光は伸びてきました。お客さんは、でもこの伸び率、数ですね、この伸び方っていうのは、大阪がナンバーワンであります。こういう形で、大阪に1つの観光という産業を、府市一体で旗を振って作ってまいりました。大体観光客1人当たり、大阪に来ていただくと10万円から15万円消費をしてくれるんです。低いほうの10万円で計算しても、1,200万人の方が来ていただいたら、この大阪に1兆2,000億円のお金が消費されてるんです。それは商売されている人たちの売り上げになります。だから、今、非常に厳しいのは、この1兆2,000億円というお金が全くなくなってきた、なくなってしまった。その辺、非常に厳しい状況です。しかし、これコロナは世界中が今対応してるんですから、このコロナっていうのは、近い将来、世界中で知恵を絞れば、ワクチンができ、治療薬でき、そういう医療の治療方法も、さらに充実ができれば、こちらは、僕は、落ち着いてくるところ考えております。

次お願いします。そういう中で、法人税が伸びてまいりましたよと。大阪府の法人税ですけども、これは、他都市を上回る税収を継続して伸びてきております。これ、2010年から2018年、約1.7倍、プラス1,790億円増えました。税収。この税収を使って今、吉村知事が、僕と橋下さんがスタートさせた私立高校無償化プラス、この4月からは、大阪公立大学、今の市大、府大。この市大、府大に入学する人たちにも入学金を無償、そして授業料無償化を、4月から実施しております。税収が上がらないと、新しい住民サービスの拡充はできません。

次お願いします。大阪市の法人市民税も同様に伸びてまいりました。これは307億円伸びてきましたよと。ここで、ちょっと下がってるじゃないかと言われるかもしれません。これは、国の税制改正が行われまして、税制が、それまで大阪市に入っていたお金を、一旦国に納めなさいよという、そういう税制改正がなりましたから、この部分で少し下がったと、要は制度が国の税の制度が変わったということでありまして。それが変わらなければ、ずっと伸びていってます。制度変わった後もこういう形で伸びてきております。

次お願いします。その税収が上がったもので、安全で安心な生活ができる、そういう、今、大阪で取組みをやってます。安全で安心だから、また人が集まり企業も集まるということで、さらに大阪が成長する。こういう良き循環を、これからも継続をさせて行きましょうというのが、我々の考え方であります。

次お願いします。これが特別区制度のめざすところです。先ほどから、事務方からの説明もありました。大きな仕事、大きな仕事については、これまで、府市、それぞれ別々バラバラでやっていくのではなくて、この大きな大阪を成長させる、そして、大阪の成長のためのインフラを整備する、そのような大きな仕事は、大阪府に一元化をしましょうと。そして、大阪市内には、4つの、東京都の様な特別区を設置をしましょうと。特別区長は、皆さんが選挙で選ばれます。そして、チェックをする機関として、特別区議会議員というの、皆さんの選挙で選ばれます。今の270万ではなくて、それぞれ、70万前後の、そういう自治体にするので、今より、皆さんに近いところで役所を作っていきますと。そのことによって、今よりは、皆さんのニーズに応じた住民サービスができるんじゃないですか、というのが我々のご提案です。

次お願いします。人口270万人の大阪市で、今、市長は1人なんです。僕です。そして議員がいます。この270万人、1人で市長よりは、それぞれの特別区、この人口規模で選挙で選ばれる区長、首長ですね、議員、議会、こうした方が、より皆さんの声が届きやすくなるんじゃないですかというのが、我々のご提案です。僕は今、吉村さんも市長やりました、僕も今、大阪市長です。大阪市は、地域によって様々な特色が多数あります。例えば、あるエリアでは、高齢者が多いエリアがあります。子育て世帯が多いエリアもあります。経済的に厳しい人たちが多いエリアもある。経済的に豊かなエリアもあります。そのエリアエリアに応じた形の施策をできるような形を作っていきますと、1人の市長で全てに寄り添うよりは、4人で寄り添う方が今のニーズに応えられるんじゃないですかと。東京都は、この仕組みを採用をしております。次お願いします。今回の協定書、5年前の協定書と、我々はバージョンアップさせたということで作り変えました。例えば、バージョンアップした点ですけども、それぞれの特別区に拠点となるターミナルがあります。淀川区では新大阪です。北区は梅田です。中央区は難波です。天王寺区は天王寺・阿倍野。それぞれの特別区に拠点となる賑わいのエリアというものが、配置をされています。そして住民サービス。特別区設置後10年間、10年間速やかに、このスタートをさせるために、毎年20億円のお金を10年間、特別区に追加で配分をするということも、決定をいたしました。それから区役所、これは、24区単位の自治区を設置をして、窓口などは、今受けている窓口サービスは、全て維持を致します。現在の区役所そのままですよということでもあります。行政用語でいうと、地域自治区というんですけども、名前も区役所のままです。行政用語では、そういう風呼び名がついておるといっただけで、今のままですよということです。それから設置するにあたりまして、コストはかかります。コストは。先ほども説明させて頂きましたけれども。新しい、やっぱり特別区役所4か所体制を作っていくわけです。そういう中で、システムの改修も必要になります。コストについては、前は600億円かかるということのコスト試算してましたが、今回は、共同で施設利用するなどをしまして、コストは240億円に抑えました。しかしなが

ら、これは新たな投資、コストであります。追加でお金はかかりますよということは、これははっきり申し上げます。

次お願いします。これが4特別区になって、きめ細やかな対応にできる1つの例として児童相談所です。今この大都市大阪においては、やっぱり子どもたち、虐待事案、非常に増えてきております。今、大阪市には児童相談所は1カ所なんです。これを橋下、吉村市長時代に、やっぱり1カ所じゃとても子どもたちの命を守れない。保護できるスペースそのものが足りませんから。だから、橋下さん、吉村さんの時代に、3カ所体制まで計画をしてくれてました。で、僕は、去年の市長選挙において、重大な児童虐待ゼロをめざすということで、今、4カ所体制、これも計画を今、スタートをさせました。この児童相談所、特別区になれば、各区に1カ所の児童相談所ができます。専門職も配置をいたします。そんな中で子どもたちの命を守る、そういう施策は、僕は拡充ができると思ってます。

それから、次お願いします。それから次、保健所です。保健所体制も、今、大阪市は1ヶ所の保健所体制。各区に保健センターというのはあります。これは何も大阪市1カ所で、こうさぼってたわけでも、手を抜いてたわけでもないんです。これは、国の方針で、日本という国は公衆衛生環境が非常に良くなってきました。戦後間もなくの時は非常に、今回コロナですけど、そういう疫病もあつたし、公衆衛生の、そら下水の状況も非常に悪かったということで、保健所機能、非常に必要とされたんですけど、高度経済成長の中で、日本の公衆衛生というのは非常に良くなったと、保健所体制は1つに集約して、機能をそこに集約することで機能強化しようという、そういう風な方針でした。1カ所なんですけど、今度の特別区には、それぞれ4カ所の保健所が設置をされます。例えば、中央区であれば1カ所の保健所と、そして保健センター7カ所。今以上に、住民の皆さんの健康、命を守る、そういう体制が拡充ができると思います。これらも整備するのは、お金は勿論かかります。

次お願いします。各学校での教育委員会です。今、大阪市には420の学校があります。この420校を、1つの教育委員会が、指導、助言、運営しているわけです。学校現場も千差万別です。僕も市長になっていろいろと情報収集してますけども、学校によっては、子育て世帯で教育熱心なエリア、それから、ちょっとそうではないエリア、特に、やはり外国のルーツを持つ子どもたちが多いエリア、学校現場も様々な特色あるわけです。それを、今は、1つの教育委員会が、その各学校の指導、監督、助言、運営しています。これを、各特別区には、それぞれ教育委員会ができます。例えば淀川区であれば、1つの教育委員会、教育長のもとに90校の学校の維持、管理、運営をやるわけです。今の420校よりは、より学校現場に目配せが行く。学校現場の状況を、把握をしやすい状況になる。各学校のそれぞれの特色に対して、必要な施策を実現ができると思っております。

次お願いします。で、これが新しい区役所の体制であります。よく言われる話ですけど、区役所になることで、今の区役所より力が落ちる、機能が低下すると言われてます。区役所の機能を担保してるのはマンパワーです。人の力ですから、この人がどうなるのかと。今の区役所、この新しい特別区になる。その中での今の区役所への人員体制というのは、例えば、淀川区では、この此花区、港区、西淀、淀川、東淀川、このエリアで970人の区役所に人員配置、今してます。新しく特別区になりますと、この中に、このエリアの人数は、1,240人と、

今よりマンパワーが増えます。全ての役所で、今よりはマンパワーが増えますから、災害対策等々において、今より機能が低下するということは、ありません。僕は、そう思っております。また、そこに特別区長がそれぞれ選挙で選ばれた区長がいますから、皆さん方の、そういう様々な災害での、被災状況に応じた支援策を講じることができると考えております。

次お願いします。東京都っていう自治体。先ほど申し上げました。この特別区制度というのは、今採用してるのは、東京都のみであります。東京都は各特別区で、自治体として、基礎自治体として不十分なのか。新しい独自の取組みができていないのか、よく聞かれます。東京都での独自の取組みです。たとえば、杉並区では、平成31年4月、2年連続で待機児童ゼロを実現しています。大阪市も待機児童ゼロに向けて、保育所も増やしています。保育士さんも新しく、インセンティブを拡充して増やしてきておりますが、やはり、非常に、2桁まで減りましたが、ゼロということはできておりません。吉村市長時代に、すごく力を入れて待機児童対策をやってきました。そして、それを僕が今継続してますけど、ゼロまではできない。それぞれ東京の特別区、それぞれ、特色ある取組み、施策は実行できていますよということ、この表はお示しをします。

次お願いします。住民サービスを維持するための財源として、大阪府と大阪市一体でまず税収を上げる。そして大阪市域特別区には、新たに10年間20億円を追加をする。そういうことで、今やってるサービスを維持するために、じゃあ財政状況はどうなるのかと、設置コストや職員採用、先ほど申し上げました、児童相談所、保健所、それを増やしていくと、新規の専門職は必要になります。この採用を、その人たちも増やした上で、財政シミュレーションはどうなのかと。

次お願いします。こういう形で計算をいたしました。2025年からの特別区がスタートして、荒い試算です。これは、ある一定条件を置いたうえでの試算です。しかしながら、この試算は、大阪市の長期財政シミュレーションでも使ってきた数字であります。その数字を元に計算をしますと、全ての特別区合わせてマイナスにはなりません。繰り返しになります。マイナスにはならないということは、今のサービスが維持できるということだと僕は捉えています。で、この2025年なんです。で、今コロナです。税収一旦落ち込むでしょう、来年は。そらそうです。今、非常に経済厳しい状況です。しかしながら、これは、僕は、コロナが落ち着けば、大阪の経済は戻ると、こういう風に考えて試算しています。だから、2025年からの数字であります。2025年以降、特別区ができて、一定前提条件をおいた数字で、黒字が確保できるという風に、我々は考えております。

次お願いします。住民サービスについてです。この様々な手続きは、移行前と移行後、それぞれの手続きは、区役所でできます。同じであります。保険料も変わりません。そして、利用窓口は区役所です。入所基準、これは、今、大阪市域全てこの入所基準になりますが、特別区域に移行後は、こういう形ということになってます。今、様々な声を聞くなかで、移行後もやっぱり区域内の幼稚園・保育園に通いたいというようなお話もありますので、これは、設置までの間に、大阪市長として、各特別区の連携協約を結ぶなどをして、どこのエリアでも、幼稚園・保育園などに通うような仕組みを、設置までに整えたいと考えております。

次お願いします。これが各拠点の位置図です。今、淀川区では、こことここに拠点。それから梅田ではここです。で、拠点の位置図がありますんで、それぞれの区で、賑わいスポットは可能であります。

次お願いします。様々な、今、ご説明をさせて頂きました。今、この特別区制度というのは、全く新しいものを作ろうじゃなくて、やはり東京都がその制度を採用して広域を一元化することによって、まさに、東京一極と言われてるわけです。それを、我々はやっぱり多極に作っていく。大阪は二極として、この日本を支える、成長の都市を作っていこう。そのためには、もう府市はバラバラ、そういうことじゃなくて、広域は、今、吉村知事ですけど、大阪府が担うことによって、無駄なくスピード感持って物事を進められる、こういうふうに関所の仕組みを作り変えたいと、こういうことで我々考えております。11月1日には、皆さん理解をして頂いたうえで、ぜひ投票に行っていたいただきたい。こう思っております。どうもありがとうございました。

(司会)

続きまして、吉村知事よりご説明申し上げます。

(吉村知事)

皆さんこんにちは。もう松井市長と、それから事務局からの説明がありましたんで、僕はもう最後に、補足的に少しだけ説明をさせていただきたいと思えます。

まず、この大阪特別区、都構想でめざすところ、大きな方向性でいくとですね、やはり府と市の二重行政を解消する、無駄をなくしていく、そして、これまではありませんでしたが、大阪全体の方向性を決めれる仕組みにしていこうということなんです。これまでは大阪市と大阪府バラバラにやっていますから、大阪全体の成長とか、大阪の方向性を決める組織も司令塔もなかったわけです。これを、一本化して地域全体含め、大阪全体を成長させていきましょう、積年の二重行政の課題を解決しましょうということです。大阪市と大阪府合わせて、「府市合わせ」と揶揄されてきました。これは何も、我々が生まれ、この10年間で言われた事じゃなくて、その前からずっと、大阪府市合わせて「府市合わせ」と言われてきました。太田さんの時代にも先ほどあったとおり、新しい大阪新都構想ができたり、あるいはその磯村さんですかね、そのスーパー指定都市構想というのができたり、ずっといがみ合って、交わる事は無かったわけです。これが大阪の歴史なんです。人の問題というより、そういう制度だったんです。それを何とか僕らは、今、人と人との関係で無理やりこう同じ方向を向けてますが、これを制度として安定させて、そして成長する大阪の土台を作って、次の世代にもバトンタッチしていきましょうということなんです。

次お願いします。これは、大阪市は市域内だけ、そして大阪府は市域外、この役割分担というか、この完全に、この二重行政の中です、それぞれが交わることもなくて、大阪全体の方向性を決めることができなくなかった。昔は良かったですが、これはどんどん大阪市域から広がってきてますから、そうすると大阪全体を成長させていかないと大阪市域すら成長しないでしょと、そういうことです。ちなみに大阪府っていうのは、全国47都道府県で2

番目に小さい、非常に小さなところで、二重行政が起きてるということなんです。それを今、バーチャル大阪都と呼んでますが、人間関係です。完全に脆弱な関係だと思ってます。つい先日、福岡の市長がインターネットのテレビに出てました。その時にこういう風に言っていました。福岡の福岡市と福岡県も、なかなかこう、うまくいかないことが多いですよ。そういう福岡市長から見て、今の大阪市と大阪府、大阪市長と大阪府知事の関係どう思いますかと聞かれた時にこう答えました。奇跡的な状態だと思います。まさにそうなんです。今、奇跡的な状況で人間関係でこうなってるけど、これをきちんと制度として安定させましようよということなんです。

次お願いします。そうするとどういふ事が起きるか、バーチャル都構想で10年間やってきました。やっぱり大阪にはポテンシャルがあります。大阪市と大阪府が力を合わせたらまだまだ大阪は成長できる。これをこの10年間証明してきました。例えば、これはG20という国際会議ですが、これは世界最高峰の国際会議です。これまでこういった会議を大阪で誘致しても、これできませんでした。G7なんかも全然誘致しましたけどもこれ失敗。APECは昔できましたがそれ止まり。G20というのは、世界最高峰の国際会議ですが、これも市と府で誘致して実現することができてます。ここで世界の課題が、去年議論された、取り上げられたということなんです。

次お願いします。2025年の大阪万博もそうです。これも市と府が一体になって誘致しようということで、世界のいわゆる競争があったわけですけど、それに勝ち上がって大阪に誘致することができました。これも大阪市と大阪府がバラバラにやってたら、できなかつたと思います。それが証拠に、オリンピック、大阪市が単独で誘致をしたことがありましたが、惨敗でした。その時、大阪府は何をしてたかと言うと、知らんぷりです。府市バラバラですから。大阪市は自分でできると思い込んで。結果惨敗。そして、あの夢洲というあの空き地、今、土砂を捨ててるところになってますけど、それができあがってるという状況です。それぞれ力を合わせたらできるやんか、府と市の力を合わせる、これによってまだまだ大阪ポテンシャルがある、これを発揮できる仕組みにしようということなんです。

次お願いします。インフラもそうです。都心部、大阪市域含めた都心を成長させるためには、インフラが非常に重要。東京都はこれをやってます。もう戦後からやっていってます。東京都になりましたから。実は東京も、昔は、東京市と東京府だったんです。この東京市と東京府の二重行政が酷すぎるから、二重行政を解消するためにやろうって作ったのが、実は東京都なんです。1943年です。大阪はそれができずに今まで来てるということです。例えば淀川左岸線の延伸部、皆さんにもこの近いエリアですから、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、大阪には市内の環状線がありますが、もう一つ、この外の環状線、これが必要なんです。これが必要な事は、30年、40年ぐらい前からずっと言われてきてましたが、全く、最後の実現にはなってませんでした。特にこの左岸線の延伸部、進んでなかった。なんでか。これは豊崎から入ってくるんですけど、新御堂の豊崎、北区の豊崎から入って、都島の地下を通って行って、そして門真に抜けていく道路ですが、これがなかなかあがらない。なんでか。大阪市の言い分はこうです。いや、この道路、大阪市民ほとんど使わないでしょうと。広域的な道路、大阪府がやることじゃないですか。大阪府の言い分はこうです。いや、これほ

とんど大阪市内走ってる道路じゃないですか、なんで大阪府なんですか。こんなことをやりながら、本当に大阪にとって、大阪市域の皆さんにとっても必要なこういった都市インフラも進んで来なかったわけです。でも、これはやっぱり必要なので、大阪市と大阪府で一緒にやりましょうって、今のバーチャル大阪都の中できちんと議論をして進めていって、現在はもう事業化をしています。2017年事業化を決定いたしました。これは、これから進んでいくこととなります。電車もそうです。これはですね、新大阪からこう入って行って、うめきた、今、開発してますが、うめきたから中之島、本町、西本町通ってですね、そしてなんばの方通って、関空に抜けていく、いわゆる、なにわ筋線と言われてるやつです。これも何十年前からも必要だと言われてましたが、できてきませんでした。为什么呢。大阪市の言い分はこうです。いや、この電車っていうのは大阪市民以外が使うのが非常に多いじゃないですか。しかもここは、市営地下鉄じゃないわけですよ。南海とJRがやるのに、行政が関与していく電車で、なかなか進まない。大阪府の言い分はこうです。いやこれもう市内走ってる電車やんか、こういうことで全く進んできませんでした。でも僕らは、やっぱりこれは大阪市内の成長も含めて絶対大阪の成長に必要でしょうというので、府と市が今、力を合わせて事業化が決定をいたしました。事業化が決定すると国もやるということになりました。2019年事業化決定、2031年に完成します。また違う景色ができあがってくると思います。

次お願いします。新型コロナ含めた、皆さんの健康・安全、そういうことについても、実は市と府、非常に重要です。バラバラにやってましたが、今は、一体にやっています。特に今回コロナが発生した時に、僕と松井市長で、まずこうしました。バラバラにやるのはやめようと。司令塔機能は大阪府でやる、そして大阪市が協力してやっていくと、そういう体制をとりました。そうすることによって、検査体制なんか非常にスムーズにすることができました。というのも、例えばこのコロナについては、大阪都心部では増えやすいですから、大阪市民の皆さんの方が、人口比に応じて割合に対して非常に多かったわけです。陽性の方が。その時に、検査が増えてきた時にどうするかという時に、大阪、これは大阪府で一元化してますから、大阪市民の皆さんの検査も、かつて大阪市と大阪府でバラバラにやってた検査場で、大阪府の検査場で検査するっていうのも、スムーズに実行していっています。ちなみに、この衛生検査、衛生の研究所については、一元化して、もう既にやりましたから、さっき松井さん、松井市長からは、産業の研究所の話がありましたが、衛生の研究所も今一体化して進めていっています。だからこそ、スムーズな、こういった感染症対策も実行できているわけです。

次お願いします。入院フォローアップセンターもそうです。最初に司令塔決めますから、この市域外とか市域内とかじゃなくて、重症度に応じて分けていきましょう。重症、非常に症状の重い方については大きな病院、そうじゃない方には中くらいの病院、そうじゃない軽傷の方はホテルと、そういうことを最初に構築することができました。で、これは国もこれに倣うようになりました。全国的にこういうことを真似するように皆さんになりましたが、こういったことも府市が協力することで、一体化することでですね、この感染症対策にも対応することができる、というふうに思っております。で、実際に実行しております。

ただこれは、次お願いします。あくまでバーチャル都構想、バーチャル大阪都なので、これをやっぱり制度として一本化していきましょうということです。これは、すぐ関係はぐち

やぐちゃなりますから、これは皆さんが、大阪の歴史が示しているところで、皆さんも十分ご承知だと思います。昔のそういった状態に戻さないということです。制度的に。

次お願いします。これがその仕組みです。大阪の大きな成長戦略であったり都市魅力だったり、これバラバラにやっていますが、一元化していきましょうよということです。

次お願いします。そうすることで、うめきた2期であったり、統合型リゾート IR であったり、このエリアでいくと、特に淀川ですね。そのリニアの中央新幹線入ってきます。新大阪の開発もそうです。2025年万博もそうです。こういった成長をどんどんやることによって税収が増える、税収が増えることによって、住民サービスを増やすことができます。本当に支援が必要な人を支援するためには、成長というのが必要なんです。財源が必要ですから。

次お願いします。ここで言うと、リニアの中央新幹線、1時間で東京と大阪つながります。新大阪のまちは大きく変わると思います。そして、リニアだけじゃなくて北陸新幹線が新大阪に入ってきます。そして九州新幹線、今いろいろ開発進んでますが、九州新幹線も新大阪に入ってきます。新大阪周辺っていうのは、ものすごく大きな結節点になって、成長の可能性があるエリア、これを大阪市・大阪府一体で開発し、成長させた方がいいでしょうということなんです。夢洲もそうです。これも新淀川区に入ってきますが、夢洲、今までは土砂を捨てる、そういったエリアになってましたが、府と市が力を合わせることで、万博を誘致し、そして、統合型リゾート IR も誘致する、これも府市バラバラだったらできてないと思います。

次お願いします。うめきたもそうです。平松さんの時には、平松さんと橋下さんの時には、全く決まりませんでした。サッカー場にしようとか、いやこれおかしいやんかとか、全く決まらないです。組織もないわけですから。府市が言いたいこと言い合ってるだけの状況でした。その前は完全な空き地。でも今は、同じ様な方向を向けて、何をするか組織も作ってますから、うめきたは、ど真ん中は大きな都心の緑、ニューヨークのセントラルパークみたいになります。これをめざしていきます。それから大阪城の東部地区もそうです。大阪城公園の隣、この元々の焼却場の跡地なんかもありますけども、こういったとこも全然まちづくりがなかなか進んでこなかった。ここに大阪市と大阪府が1つになって作った新しい公立大学のキャンパスを持ってきます。そして、まちづくりもしていきます。そういったこともですね、要は大阪の大きな成長というのを、大阪府市、これ一体化して進めたほうがいいでしょ。今までやって来れなかった。もっと僕は大阪成長すると思っています。

次お願いします。最後に、少しだけ、いろんな批判というか、反対のご意見もあるので、それも含めてなんですが、よく水道料金が上がるんじゃないかと、税金が上がるんじゃないか、言われますが、そういうことは一切ありません。水道についても消防についても、これは例えば東京では東京都消防庁、東京都水道局ということで管理して、全く問題ないです。で、この消防も水道も、大阪、新しい大阪府で管轄することになります。職員とかそういったものも含めて、仕事そのまま移管をしますので、それによって水道料金が上がるということはないです。逆に、この消防なんか見ても分かるとおりの、広域的な消防が可能になりますから、例えば、東京なんかでと言うと、あの東日本大震災が起きた時に原発事故が起きました。その時に、いち早くハイパーレスキューという、ものすごい強力な消防組織を持っていますか

ら、それで駆けつけて対応した。大阪にはそういうのがありません、まさに、西の拠点の消防組織、消防庁というのを、これ作っていこうということです。

次お願いします。それから、財源が取られるんじゃないか、みたいな議論がありますが、そうではありません。要は今まで府市で二重になってるような仕事で、大阪市が担っていた広い広域的な事務については、仕事を1つにまとめて、大阪府で一本化してやっていきますから、仕事に必要な財源を移転させるということなんです。ですので、その財源が、何か他の市町村に使われるとか、そういうこともありません。大阪市が担っているこの広域的な事務、さっき言った、いろんな、うめきたとか、いろんなものありましたけれども、そういった、今まで担っている広域的な事務として使っていくということです。それについては、きちんと大阪府の中で、別に、特別会計という財布を作って、透明性を図って、そして、毎年公表していくということになります。ですので、仕事と一緒に財源が移転するというようになります。これまで、大阪府もなかなか、僕も大阪市長も知事も経験しましたが、大阪府というのが、なかなか大阪市域外の事ばかりで、この大阪全体の成長、これをいわゆる方向性を決めることができてこなかった。市長もこの大阪市域の中だけだけでも、やはりそれではなかなか成長にも限界がある、二重行政ばかりやってるわけですから。それを1つにした方が、大阪市域も含めた、大阪は、僕はどんどん成長していくという風に思っています。もう二重行政のような無駄なことはやめましょう、無駄にビル2本建てるようなことはやめましょう、全然大阪にとってプラスにならないことはやめていきましょうということなんです。もちろん、これは制度ですから、じゃあ都構想にしたら100点満点かといわれればそういうわけではありません。でも、どちらが大阪の成長の可能性が高いですか、ということだと僕は思っています。どちらが住民の皆さんのサービスを充実させる可能性が高いですか、そういうことだと思っています。昔のあの二重行政の体制で、これからも行くのか、あるいは、新しい制度、これは、東京がやっていますから、非常にそのバージョンアップさせた制度で、全く、目新しいものでは実はないわけですが、新しい制度で第一歩を踏み出すのかを考えた時に、可能性の高い方を、僕は追求していくべきだと思いますし、それをしっかり作って我々の世代だけじゃなくて、次の子どもの世代、孫の世代にも、成長する大阪の土台を渡していく責任があるんじゃないかと僕自身は思っています。その第一歩を、是非、踏み出したいと思います。11月1日が投票になります。様々ないろんな情報が出るとは思いますけども、是非ご考慮の上、この大阪の方向性について、皆さん是非、1票を投じていただけたらと思います。本日は誠にありがとうございます。

(司会者)

以上で説明は終了いたしました。これより、終了時刻の12時30分まで、皆さまとの質疑応答に入りたいと思います。まず質疑応答に入ります前に3点ご留意いただきたい事項を申し上げます。1点目として、できるだけたくさんの方のご質問にお答えしたいと思いますので、質問項目は、発言機会1回につき1つとし、簡潔にお願いします。複数質問がある場合や、発言の機会がなかった場合には、パンフレットに挟んでおりますお手元の質問票をご提出いただければ、後日回答いたします。2点目として、質問をご希望される方は挙手いただ

き、私から指名させていただきます。マイクを係員からお渡ししますので、お席にてマスクを着用したままご発言ください。3点目として、開催趣旨にそぐわないご発言については、ご遠慮いただきますようお願いいたします。本日は、特別区制度についてご理解頂くための説明会です。特別区制度に関するご質問でお願いします。開催趣旨に合わないところが判断させて頂きました場合は、誠に失礼ではございますが、その時点で打ち切らせて頂く場合もあります。また、司会者の指名を受けていない方の発言、あるいはヤジなど、進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮ください。ご注意申し上げてもお止めいただけない場合は退出いただくことがございますのでご容赦願います。以上、円滑な運営にご協力の程、よろしくお願いたします。

それでは、ご質問のある方は挙手をお願いします。では、真ん中の列の、通路挟んだ手前の方お願いたします。

(質問者1)

質問、意見を言います。今日の、パンフレットを何回読んでもですね、今日の説明を聞いてもですね、ええことばかりでですね、大阪市廃止、特別区設置のですね、やっぱり、問題点といますか、当然良いことの裏面にはですね、いろんな問題があるわけでありまして。大阪市131年の歴史をですね、閉じるわけですね。閉じて、特別区ができる。だから大阪のですね、そういう、もってるメリット、ブランド、歴史、文化、そういうものが無くなるわけですね。まとまった、大阪市というものが無くなるという、そのことについてのですね、認識がですね、市長や知事はですね、自分たちの自慢話ばっか今日聞かされましたけども、非常に疑問に思っております。やっぱりもっと公平にですね、やっぱり行政ですから、その公平性、中立性が求められてるといふふうに感じます。そういう説明会じゃない、パンフレットじゃないということをまず言いたい。で、私は淀川区民として一番心配しているのはですね、さっきもありましたけども、巨大災害です。淀川を挟んで、その構成される地に淀川区がですね、南海トラフ巨大地震に襲われた場合に、特別区の職員の8割がですね、中之島庁舎で勤務してるわけですね。そんな状況の時に、そんな状況でですね、その災害リスクに対応できるかどうか。誰が考えてもですね、おかしいんじゃないかと、ま、コストは少し下げたかもしれませんが、我々の、大阪市民、淀川区民のですね、命が守られるかどうか、そういうデメリットについてもですね、やっぱりもっと公平に市民に知らせた上で、11月1日の住民投票を、やるのであれば、僕は本来、こんな状況、コロナの状況でですね、やるべきじゃないと思っておりますけども、もし皆さんが強行されるのであればですね、もっと公平な情報提供が求められるんじゃないかと、最近やっとマスコミもそういうことを言い出しましたけども、今日、僕がここにへ来てまた改めてですね、非常に一方的な説明に終始しているということを感じました。以上です。特にデメリットについて、市長は松井市長はですね、マスコミでですね、デメリットはないと断言されてましたけども、私は今言ったようなことでデメリットはないんでしょうか。お答えください。

(松井市長)

はい。ご質問頂きましてありがとうございます。まず、災害対策ですけども、今、淀川区は、先程申し上げましたけども、淀川区役所、淀川区を含む新淀川区、特別区の、各区役所の人員体制は、今より増えますんで、僕は、今より、各現場においてのマンパワーは拡充できてると思います。例えばですね、淀川区役所の、新淀川区役所の一部職員が、今の中之島で業務をするわけです。それは、今も同じです。今も。今も災害が起これば、中之島の職員が、災害対応をやってるわけです。新特別区になれば、各区の現場、ここへは人間が増えますから、今より、僕は、災害対応もきめ細やかにできてると思っております。別に、新淀川区ができて、今の中之島庁舎と新淀川区の距離が遠くなるわけでも、壁ができるわけでもありません。全く今と同じなんです。別にそこにたどり着くのに、更に時間がかかるような話でもなんでもありません。今の中之島というビルを、これを庁舎として使うということです。そのことでコストは抑えられると、こう思ってますんで、これは特別区の方が、災害対応は、僕は、強化ができてると思ってます。

それから、歴史・伝統が無くなると、よく言われるんですけど、役所の再編ですから。市役所と府庁の行政の制度の。この制度を変えることによって、地域の、例えばお祭り、天神祭りが無くなると、そういうことではありません。それでいきますと、昔、東京都も東京府、東京市だったんです。でも東京都の江戸から続く様々な地域伝統文化は、そのまま受け継がれております。役所の、組織の体制を、時代に合わせて明確に役割分担しようと、いうことから、皆さんの、これまで慣れ親しみ、愛した歴史、伝統、文化、コミュニティーが無くなるというのは、これは全く僕は当てはまらないと思っております。

それからこの協議書、いいことばかり書いてるんじゃないのと言われますけど、これは法定協議会という場所で決定されたことを、この協議書の中に書き込ませて頂いております。それ以上でも、それ以下でもありません。協議書の中にデメリット、これは先程申し上げましたけども、お金がかかるというデメリットはお伝えをしておりますんで、何も、誘導するための、偏った協議書だということには僕は当てはまらないんじゃないかなと、こう思っております。

(吉村知事)

南海トラフの巨大地震の津波の話があったので、僕も是非ちょっと1つ話をさせて頂きたいと思っております。というのは、南海トラフ大地震が起こった時に津波がやってきます。津波がやってきたら、津波っていうのは、要は大阪市の管理の地域とか大阪府の管理の地域っていうのは、関係なく津波は押し寄せてきます。で、かつて、大阪市、大阪府バラバラにやっていた時、これ、橋下知事から平松さんに言った時があるんですけど、要は、湾岸の管理、沿岸の管理っていうのが大阪市、大阪府それぞれ管理するところが違うんですね。で、防潮堤を強化しようというのが橋下さんから平松さんに言ったんですけど、話まとまりませんでした。だから計画すら、できなかったんです。つまり大阪市、大阪府のばらばらの関係のままだったら、防潮堤の耐震化、これすらなかなかできなくて、今みなさんは非常に危険な状態にさらされてたわけです。なかなかこれ見えてないんですけど。でもそれじゃだめだっていうので、橋下さんと、松井市長になった時に、府市の管理なんか関係ないでしょと、津波がやってき

たときの防潮堤を強化しようという 10 年計画を立てました。3,000 億円くらいかけて。けっこう大きなお金をかけて、皆さんの命を守るためのこの計画を立てました。そしてそれは、大阪市の管理とか、大阪府の管理とか、これ大阪市内の話ですよ、管理とかじゃなくて。要は、危険なところからやっ払いこうというのでやっ払いいったわけです。佃とか、あっち側に非常に危険なエリアがあるわけですけど、そういったところから、まず一番危険なところは 3 年目やって、そして、5 年目やって、最後に 10 年でやるという、危険なところからやっ払いいくっていうので、大阪市の、特に湾岸エリアを中心に、南海トラフの巨大地震の津波対策っていうのは、実は、今やっ払いてるんです。今ちょうど 7 年目くらいに入りました。3 年目の一番危険なところも終わって、5 年目のところも終わって、今、7 年目に入りました。要は、この災害対策、皆さんの命を守るということも、これ、この津波の防潮堤じゃ、なかなか普段見えないですけど、そういった事も府市が一体になってやっ払いてることで、その対応っていうのは既に、かなりできてるんです。だからやっ払い、さっき災害の話があったから、これは是非皆さんにちょっと時間ない中でお伝えしたかったんですけども、命を守るということの観点からしても、市と府がバラバラにやる今の体制だと、やっ払い皆さんの命は守れない。しっかり、今やっ払いてるこういったことを続けていくことが、僕は重要だというふうに思います。

(司会者)

ご質問ありがとうございました。では次の方に移らせて頂きます。挙手をお願いいたします。では、次は左側の方から選んでいきたいということで思います。挙手頂いてる方、一番左側のですね。

(質問者 2)

本日のお話の中に、都構想という言葉が一切出てきませんでした。パンフレットにもありません。知事さんの話の中に、バーチャル大阪都という言葉が 1 つあっただけです。で、東京の特別区 23 に対して、大阪の特別区構想は 4 区、23 と 4 で随分数的にも違います。都構想という言葉は一切使われなかったというのは何故か、お尋ね致したいと思います。

(事務局)

すいません。パンフレットの中でも、なぜ特別区が必要なのかということで、例えば、6 ページとかにもですね、特別区制度の実現というところで、特別区制度、カッコ、いわゆる大阪都構想という形で書いております。前回住民投票の時には、行政としてこの都構想という言葉は使ってこなかったわけですけども、やはり、再挑戦になった以降に、市民の皆さまに、その都構想というのと、特別区制度っていうのが、同じものなのか、別物なのかっていうことが、ちょっとやはり、なかなかわかり難い点がありましたので、表現上、行政で使うときも、特別区制度、カッコ、いわゆる大阪都構想という表現に、今、改めさせてもらっているところでございます。ですから、説明の中で、必要な部分ではこういう形で表現させて頂いております。

(司会者)

ご質問ありがとうございました。では、次の方に移らせて頂きます。ご質問ある方挙手をお願いいたします。真ん中の列のですね、通路の前の方の方。

(質問者3)

まず、今日の会場をみてますと、どっかの後援会のお話かなと、もう素晴らしい、構想、考え方なのがよくわかりました。ただですね、私やっぱり言いたいのは、結論がありきの内容が、この10月の1日に市長の方からございましてですね、本来、11月の投票で賛否を問うというふうに聞いておったわけですけども、残念ながら10月の1日には、都構想の先取りという位置づけでですね、大阪港湾局一元化というのが発表。内容については、私は特に反対ではないんです。ただ、こういう発表、事前に結論ありきでね、提案されるということは、民主主義、特に私達戦後、民主主義を習ってきた人間にとってはですね、あれ、本来いろんな事実、先程お話あったように、メリット・デメリット、十分出し合って、そして結論を出す。ただし結論が出なければ、時間かけてでも結論を得るまで、また、議会で駄目であれば、住民投票と、こういう、運営の仕方が、本来であろうというふうに思っていたわけです。それが、残念ながら、そういう、我々の意見を聞く前に、こう考えているというふうな提案をするというのは、極めて民主的でないということで、私はものすごく残念に思っているんです。ですから、そういうやり方、行政の運営の仕方、これを根本的に変えて頂かない限りはですね、やっぱり、不信感、特に、今回の問題だけでなく、残念ながら新しい政権でもですね、いろいろとございます。聞く前に自分らで決めてしまう、で、この方向にみんなついて来い、これほど恐ろしい運営の仕方、過去にドイツ、ファシズムというふうな事を感じる、恐怖心を抱く今日この頃になっておりますので、是非その辺を改善していただきたい。ないしは、しないと約束していただきたいなどこの様に思います。

(司会者)

ご質問をおねがいしたいんですけども。

(松井市長)

ちょっと民主主義を軽んじてるということだったんで、そこだけは申し上げますけども、僕は、民主主義の手続きに乗っ取って、ここまで来たと思っております。それは、去年の選挙、19年4月の選挙で、我々は、僕と吉村さんは、都構想推進させてもらいたいと、この法定協議書を作らせてくれと、いうことを、一丁目一番地、ど真ん中の公約に掲げました。反対の皆さんは都構想はそこで終了です。終了。で、僕は、市民の皆さんから、都構想を進めるということで、付託を頂いたんで、これはやはり公約を守らせて頂きたいと思っております。

(司会)

では、続きまして、次の質問の方、ご質問のある方に関しましては挙手頂けますようお願い

いたします。再度真ん中になるんですけども、横の通路挟んで手前の方の。お願いいたします。

(質問者4)

特別区全体で、経済力が上がるっていうシミュレーションだったと思うんですけども、実際には特別区4区がそれぞれでやっていくんだったら、足し算するっていう、その意味がないんじゃないでしょうか？経済力はそれぞれ、特別区4区ばらばらの試算じゃないといけないんじゃないでしょうか。

(事務局)

実務的な内容かと思しますので、私からお答えします。パンフレットには、特別区合計の、シミュレーションだけを掲載させていただいておるんですけども、制度設計にあたって、財政シミュレーションって、ホームページであげさせていただいてる資料全体の中では、各特別区ごとに、シミュレーションの結果をグラフで、同様のグラフでお示し、公表させていただいておまして、そちらにおきましては、各どの特別区においても、収支不足が発生しないという結論になっております。今ちょっとありませんけど、またご確認頂ければありがたいと思います。

(司会者)

ご質問頂きましてありがとうございます。では、次の方に移らせて頂きます。ご質問ある方は挙手をお願いいたします。では、次右側の方でさせて頂きたいと思います。

(質問者5)

ご説明、本日ありがとうございます。特別区のイメージについて、すごく理解して、また、色々なことが、まだまだ勉強不足のところがあって、また見させていただきたいなと思っています。1点、この特別区設置、特別区に変わることによって、直近、色々コロナの影響で、保障だったり規制だったり、やっぱり色々あったと思うんですけども、この特別区を設置することによって、そのあたり、やっぱり、スピーディーになったり、質が上がったりとかそういうことで、市民に、より良くなるサービスになったりするのでしょうかというのが質問になります。

(松井市長)

基本的にコロナ対応は、今と同じような状況でやります。大阪府知事が司令塔、大阪府が司令塔となって情報収集をして、様々な形で、先程、吉村知事からありましたけども、入院サポートセンターだとか、そういうものを、大阪府が方向性を定めて、各特別区の保健所が協力していくということになります。今は、これは人の関係によって、僕はもう吉村さん、大阪府に司令塔ということで2人で決めましたからそういう状況できてますけども、例えば、2009年のインフルエンザの時は大阪府知事橋下さんで、平松さんが市長の時は、これやっぱ

り一元化で一体でインフルエンザ対策できなかつたんです。最終的に、舛添さんがその時厚労大臣で、舛添さんが旗振ってもらって、やっと1つにまとまりました。その間、やっぱり時間が経過、時間がかかるわけですね。我々は、そういう体制よりは、今、今は一元化できています。これから、そういう疫病対策もバラバラに、過去はバラバラにやったという事実がありますから、そういうことにならない制度の方が、より、住民の皆さんの健康、命を守れるんじゃないかとそういうご提案です。

(司会者)

ご質問ありがとうございました。では、次の方に移らせて頂きます。ご質問ある方は挙手をお願いいたします。上の方の方、手を挙げて頂いておりまして、2階席のですね、前の辺りの方ですね。挙手頂いている方をお願いします。

(質問者6)

本日ご説明いただきありがとうございました。内容に関しては概ね賛成しているんですけども、素朴な疑問が1つございまして、レジュメで言いますと32ページの下に特別区の設置の日が2025年1月1日からで、それまで、設置準備期間が4年というふうに記載いただいてまして、ちょっと東京の方だとどれくらいの準備期間がかかったのかちょっとわからなくて申し訳ないんですけども、この25年1月1日で25年っていうのがまさに大阪万博がある、25年の4月から大阪万博があると思うんですけども、なので、この25年に、24区あるものが4区になって、その4月から、たぶん全国、あるいはその頃コロナが落ち着いたら全世界から多くの方がいらっしゃって、その、まだ区が新しくなってから4ヶ月しかたっていない中で、大阪の方であればですね、その今の区が新しい区に変わるという意識はあると思うんですけども、恐らく全国の方はそんな意識あんまりないと思うんですね。なのでそれで全国の方が来た時に、ちょっとそこでごたつくんじゃないかなっていうような疑問が素朴にあったので。これが例えば、あくまで万博終わった後から落ち着いてからやるというようなことがあるのかなと思ったんですけど、この25年1月っていうのは、もう変わらないんですかねっていう疑問です。

(松井市長)

そういうご心配もされることも理解はしますけども、我々とする、世界から万博に来られる、注目をされる時に、やっぱり、大阪はもう東京に次ぐ大都市だという、アピールというか、そういう形で世界にお披露目したいと。日本には東京だけじゃないと、この大阪という大都市がね、誕生してるということを伝えるにも一番良い、この日程とすれば、2025年1月1日なのかなということで判断致しました。それから、この4年間で賛成多数となった場合は、例えばシステムを入れ替えるとか、そういう形で、実際の作業の期間が必要になりますから、それもこの期間があれば、十分新しい特別区をスムーズにスタートできるということも、これはもう専門家からも意見を聞いて、日程を決定をいたしてまして、2025年1月1日を特別区の設置にしたいと、こういうふうに考えております。

(吉村知事)

さっきデメリット無いじゃないかという話があったかと思うんですけども、前回の住民投票で言われた時が、実は2年の設置期間でやろうというふうにしてたわけですね。で、反対派の方から2年なんて短い期間でできるのかってという議論もあって、この間36回の協議会を重ねてきて、前回のデメリットと言われるところというのは、例えば、ここも十分な設置の準備期間はとろうというので4年間という、少し長い期間をとりました。だからある意味このデメリット部分については、この議論を重ねて、反対派が言われる点については修正を加えながらやってきてる。それプラス、先程松井市長の話が合って、この期間に設置したと、設定したということになります。

(司会者)

すいません。ちょっと拍手については抑えて頂けたらなということで思います。申し訳ございません。ご質問ありがとうございました。次の方に移らせて頂きます。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。では、左側の列の方で後の方の方。

(質問者7)

すいません。行政の仕組みについて、吉村知事にお伺いします。具体的な例として新型コロナについてです。陽性、新規陽性者数、陽性率、重症化などの入院ベッド数の割合、それに、そういう数字の把握ですね、それと、やはりミナミの一部の地域による休業要請など、いわゆる感染予防対策の決定のプロセスについて、今現在はどういうふうになっているのか、それと、都構想になれば、それがどういうふうになるのかを教えてくださいと思います。

(吉村知事)

まず感染症の決定プロセスですけども、これは、大阪府で統一してやっていこうというふうに決めましたから、大阪府の新型コロナ対策本部という会議体を立ち上げてます。これは、1月のコロナが出た時に、大阪で陽性者が発生する前に立ち上げました。大阪に入ってくると思ったので、で、この間もう20回以上、本部会議をしまして、そこで、行政組織としての意思決定をするということ、この間やってきています。いろんな記者発表であったり、その前の会議であったりで等々やりますけども、基本的には、そこで行政としての意思決定をするということです。で、そこには、大阪市の健康担当部局にも入ってもらって、進めていっているという状況です。いろんな情報なんかというのも、そこで集約をして、そして毎日、先程仰った陽性者数とか、陽性率というのは、その日の数字を、その日発表するというのが実現できています。これは、恐らく、他の東京都でも、東京都とかでもなかなか数が多いのか、できてないところもありますが、大阪では、そういった意思決定の仕方です。で、普段の皆さんの衛生に関しては、保健所でやると。ただ、今、保健所大阪市1つなので、これは全国的にそうなんです。でもこれが特別区になったら4つになりますから、普段の衛生についてはそこでやる。でも、こういう風に新たなウィルスなんか

発生した時には、やっぱり、広域的な対応が必要ですから、そこは府市一体でやる。で、都構想になれば、これは、より一元化してですね、今は松井市長が了解してくれてるからできるわけですけど、これ松井市長が、いや大阪市は勝手にやりますってのは、我々大阪府全体の方向が定まらないわけですけども、都構想になれば、それはそういったこともなく、ある意味迅速な、疫病対策とか、それもできるという風に思います。

(司会者)

ご質問ありがとうございました。先程多くの方が手を挙げて頂いておりましたので、まだまだご質問があると思われます。少し終了時刻を延長したいということで思います。では、他にご質問のある方、挙手頂きますようお願いいたします。では、右側の、一番前列の方にお願ひします。

(質問者8)

質問なんですけれども、身近な、私の家庭とか全般的にみると、すごく、大阪って、てんしばがあったりとか、なんか子どもの育てやすい環境とか、地下鉄も良く利用してますので、大阪メトロとかもすごく今良いように方向いってることに、とてもこの大阪がすごく良くなっているというところで、私個人的な意見としては、この、今回の説明の話を伺って見て、賛成になる方向なんですけども、一つ不安なこともありまして、税金のところなんですけど、毎年支払いをしている市民税、府民税とか、毎年上がって来てるんです。私の勤務状況は、恥ずかしながら非正規社員なんですけども、そういう状況でも、毎年払う単位は5万円以上なんですけども、もしこれが、都構想が現実になった時は、淀川区がIRに入っておりますので、区域として入っておりますので、カジノとか、もし失敗とかした時とか、もし負の方向になると、そういう税金がまた増えたりするかなという不安があるんですけれども、そういう、どうなのかなと思ひまして。お伺いなんです。

(松井市長)

今回は、役所の制度、仕事の役割分担なんで、その税制と直接絡むものではありません。皆さまがお支払いいただいている税金というのは、国の税制改正というルールに伴って、いくら所得ある人はいくら税金を払ってくださいよと、いうことを決められておりますんで、このことによりまして、税金が上がったり下がったり、直接リンクするということとは違うと思ひます。それから、今、夢洲開発につきましては、これは、反対の方もあると思ひますけど、我々がなぜ夢洲に力を入れてるかというのは、あの夢洲っていうのは、もともと埋め立て地なんです。ただ単に、なんか火山が爆発してできた島でもなんでもなくて、埋め立ての経費で、これまで、約、金利合わせれば、1兆円かかってるんですよ。もう皆さんのお金で。だから、それを僕らは、あのままの空き地は、これいくらなんでも勿体ないんで、何とか使いたいということで、様々な開発案件を出さして頂いてますんで、あれを、今は、負の遺産と言われてますけども、有効な資産に作りかえたいと。そのことによって、あの住民の皆さんにプラスになるというふうに考えております。今回、コロナという形で非常に経済厳しい

ですけども、僕は、コロナは、これ特殊事情だと思ってますんで、夢洲をしっかりと人が集まるエリアにして、更にあそこを稼げる拠点という形に作りかえていきたいと、こういう風に思ってます。

(吉村知事)

カジノ含む IR のところでちょっと誤解があるのかなと思うのでご説明しておきたいんですけど、あれは、昔の大阪市とか大阪府が、自分らで、自前でビル建てて 1,000 億円をかけるとか、ああいうことは一切しませんので、全部民間のお金でやってもらいます。民間が、俺やらないよって言ったら誰もやらないし、だからもう税で負担するというものではない。逆に税収が出ますから、実はその税収っていうのは僕らも見込んでる税収もあるんですけど、年間 700 億円っていうかなり大きな税収がある意味、出るわけで、それは住民サービスに回すことができるようなお金が生まれてくるわけですけども、新たに府市役所が何か開発してビルを建てるっていうのでは、IR はないということだけご理解頂けたらと。そういうのは僕らやりませんので。お願いします。

(司会者)

ご質問ありがとうございました。では、次の方に移らせて頂きます。ご質問ある方は挙手をお願いいたします。では通路側を挟みまして右側の、ちょうど後ろの方ですね。お願いします。

(質問者 9)

前回投票では、反対票を投じました。理由はですね、大阪都っていう名前、イメージが先行で、内容が伴っていないと感じたからです。で、今回はかなり内容が詰まってるので、今日も含めてしっかり読まさせていただきますけども、それによって判断して投票したいと思ってます。ただ一点、投票するにあたって、是非ともお聞きしたいのが、これに賛成すると大阪都にイコールなるのかならないのか、そこをお聞きしたいと思います。改編、組織改編そのものについて、是非を問うということであれば、しっかり中身を読んで判断したいと思いますけど、そのイコールこれに賛成してしまうと、大阪都にも賛成したってことであれば、私個人は、残念ながら反対票を投じざるをえません。大阪都ってなると大阪府民全体のやっぱり問題っていうか、単に名前だけじゃないので、やっぱり皆さんそれぞれ思いがあるので、別の機会に、例えば、仮に特別区になったとしても、その後、大阪府を、新しい大阪府を都にするのかしないのかっていうのを、もう一度、大阪府民全体に問うていただける機会があるんだったら、考えますけどっていうことなんです。そこをお聞かせください。

(松井市長)

名称の話については、法律に、特別区の設置をする法律に、こういう新しく特別区を設置すると、制度として都とみなすということを法律に明記をされてます。だから、名前は、都と名乗れるということではないんです。都とみなすと書いてます。それから、これやっぱり

名前については、様々なご意見頂いております。様々なご意見。今の大阪府という名前でないんじゃないかというご意見もあるし、大阪都という名前でこれからやっぱり、まさに、都市として世界にアピールできるから変えて欲しいというのもあります。で、これは今法律がありませんから、新たな立法措置が必要です。名前を変えるときには、でも、そのそもそも特別区設置法そのものが2012年までなかったわけです。こういう皆さんに特別区を選んでもらうかどうかは、法律があって、初めて、ここまでできあがって来てるわけなんで、名前を変えてもらえるかどうかというの、僕は、政府と交渉していきたい。そして、その時は、次の統一地方選挙、2023年の、これが賛成多数となれば、次の2023年の統一地方選挙で、府民全体で、名前を変えるかどうかの、一度民意を問いたいと、そう思ってます。で、これは法律が必要なんで、僕は国に働きかけをしていきたいと。そもそもこの大阪都構想の、いわゆるこの特別区を設置するというの、特別区設置をできる法律を、2012年に我々働きかけて作ったんです。国で。だから、今ここまで来れてますんで、その名前を変えるかどうかというの、やっぱり法、立法してもらって、取り組んでいきたい、こういうふうに思っております。(指名者以外の発言あり) だからそれは住民投票やりますんで。はい。

(司会者)

ご質問ありがとうございました。終了時刻が過ぎておりますので、ご質問については、あと1人で最後にさせて頂きたいと思っております。ご質問のある方、挙手を頂きますようお願いいたします。では、左側ですね。通路挟んで、上の今挙手頂いてる方。お願いいたします。

(質問者 10)

私、在日韓国人でありまして、投票券がないんですね。5年前に1回投票がありまして、今回改めてということになって、前回は今回も在日外国人、特にコリアンの人からは、我々にも投票券を与えて欲しいという要望がかなりあったと思うんです。で、私も法律全く詳しいわけじゃないんで、正しいかどうかわかんないんですけど、法的にはね、特別条例を設けることによって、投票権を与えることができるというふうに認識してるんですね。で、今回は、改めてそういう検討はなかったのか、及びあと1か月近く期間があるんですけど、今から早急にまた改めて検討しようと、もう1回考え直して頂くことはできないでしょうか。お願いいたします。

(事務局)

制度に関わる話ですので、事務局からお答えさせていただきます。大都市地域特別区設置法に基づく今回の住民投票ということになりますので、投票できるものは、法律に書かれた、法令で明記されております。で、そこでは、地方議会及び長の選挙権を有するものということになっております。仰っておられるのは、任意で住民投票条例などをつくる場合については、その参政権の範囲も市の地方議会で定めることはできますけども、今回のものは、法に基づく住民投票という事で、あくまでも法令の規定に従ってやる必要があるという制度になっております。以上です。

(司会者)

ご質問頂きありがとうございました。ご質問についてはまだまだたくさんあるかと存じますが、予定の時刻を過ぎておりますので、特別区設置協定書に関する説明会を終了させていただきます。知事、市長など登壇者はこの場で退席させていただきます。